

病児・病後児保育をご利用ください

対象児童が小学校6年生まで拡大されました

お子さんが、入院治療を要しない病気治療中や病気の回復期で集団生活が困難な期間に、家庭での保育ができない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行います。



- 対象児童 町内に住所がある生後6か月から小学校6年生までの児童
- 保育時間 月～金曜日…8:00～17:30 (土、日、祝日、お盆、年末年始は利用できません)
- 場 所 上毛町病児・病後児保育施設 (こうげクリニック内 TEL 72-2028)
- 利用料 1人1日 2,000円
●生活保護世帯は無料
●市町村民税非課税世帯は500円
●所得割課税額48,600円未満の世帯は1,000円
- 利用手続 利用するためには、**毎年度1回事前登録が必要**となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。
※手続きに必要なもの/印鑑、児童の健康保険被保険者証
- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線229)

固定資産税についてのお知らせ

◎縦覧制度について

この制度は、固定資産税の納税者自身が固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、他の土地・家屋の価格と比較ができるように行われるものです。

- 縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月) 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)
- 縦覧場所 税務課
- 縦覧できるもの
土地価格等縦覧帳簿:所在地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿:所在地、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額
- 縦覧できる人
土地または家屋の固定資産税納税者、納税管理人、納税者から委任された人
※委任された人は本人確認ができるものと委任状をお持ちください。

◎土地の地目変更などについて

平成27年度における固定資産税は、平成27年1月1日現在の状況により課税されますので、平成26年中に土地の地目や地積が変更となった場合は、変更後の内容により課税されることになります。

特に、**農地(田・畑)**や山林から、**宅地**や雑種地に地目が変更となる場合は、課税の基礎となる評価額が高くなるため、固定資産税の額も上がることになりますのでご注意ください。
※農地の転用許可を受けた場合や、太陽光発電設備の用地は雑種地または宅地での評価となります。

- 問い合わせ先 税務課 TEL 72-3111(内線135)

緊急通報装置についてのお知らせ

◎緊急通報装置をお貸しします

緊急通報装置とは、電話機に「緊急ボタン」や「相談ボタン」がついたもので、ボタンを押すと、消防署につながる装置です。一人暮らしの高齢者などに対し、急病や災害時の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図ります。

- 対象者
●おむね65歳以上の常時注意を要する状態にある単身世帯
●高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の方
- 初回設置費用 無料

※電池交換の際の電池代・設置場所の移動費用・修繕費用など、初回設置時にかかる費用以外については、原則自己負担です。



◎緊急通報装置を設置されている皆さんへ

4月から、より多くの方に設置していただくために、設置後に発生した費用の一部を設置者の方に負担していただきます。

平成27年3月末まで	平成27年4月から	
初回設置費用	無料	無料
電池交換時の電池代	無料	自己負担
設置場所の移動費用	無料	自己負担
修繕費用など	無料	自己負担

※初回設置費用以外は原則自己負担です。

- 申し込み・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167)

国民年金学生納付特例のお知らせ

平成27年度の学生納付特例の受付を開始しています。学生の方で、経済的な理由により国民年金保険料を納めることが困難であると認められる場合は、申請手続きにより保険料の納付が猶予されます。

申請をしないで未納(納付しない)のまま放置していると、将来年金が受けられなかったり、万が一の事故や病気の際に障がいが残っても障害年金が受けられない場合があります。保険料を納めることが困難な学生の方は必ず手続きをしてください。

- 問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

平成25年度決算に基づく財務書類4表

総務省の作成基準(総務省方式改定モデル)により平成25年度決算に基づく上毛町一般会計及び特別会計の連結財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成しました。

① 貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

住民サービスを提供するために保有している財産(資産)と、その財産をどのような財源で賄ってきたかを総括的に示したものです。

資産	331億9千万円	負債	71億9千万円
町が所有している財産		借入金や将来の職員の退職金等、将来世代の負担で返済していく債務	
◎公共資産 245億1千万円			
道路・学校・庁舎など			
◎投資等 40億7千万円			
基金・出資金、長期延滞債権など			
◎流動資産 46億1千万円			
現金・預金、財政調整基金、未収金など			
(うち歳計現金 4億3千万円)			
		純資産 260億	
		現役・過去の世代から調達してきた財源 (一般財源又は国県からの補助金)	
資産合計	331億9千万円	負債・純資産合計合計	331億9千万円

② 行政コスト計算書

1年間の行政サービスにかかった経費(コスト)を示したものです。

経常行政経費	50億2千万円
◎人にかかる経費 8億円	
職員給与、議員報酬等	
◎物にかかる経費 17億1千万円	
物品購入費、施設修繕費等	
◎移転支出的な経費 23億8千万円	
扶助費、補助費、繰出金等	
◎その他の経費 1億3千万円	
町債利子の支払等	
経常収益 9億8千万円	
保育料、住宅使用料、保険料などの収入	

純経常行政経費(経常行政経費－経常収益)
40億4千万円

④ 資金収支計算書

現金が1年間でどう変動したかを示したものです。

◎H24年度末資金残高	6億8千万円
◎H25年度収支	△2億5千万円
・経常的収支	13億5千万円
・公共資産整備収支	△6億4千万円
・投資・財務的収支	△9億6千万円

H25年度末資金残高
4億3千万円

③ 純資産変動計算書

純資産が1年間でどう変動したかを示したものです。

H24年度末純資産残高	256億8千万円
◎純経常行政経費	△40億4千万円
◎一般財源等	43億6千万円
地方税、地方交付税、国県補助金等	

H25年度末純資産残高
260億円

財務書類4表からこんなことが分かりました。

町民1人あたりの資産 (資産合計/人口)	419万円	町民1人あたりの負債 (負債/人口)	91万円	町民1人あたりの行政サービス(1年間)にかかる経費 (経常行政経費/人口)	63万円	資産の老朽化を表す数値 (減価償却累計額/取得価格) ※100%に近づくほど老朽化が進んだことになります。	52.4%
----------------------	-------	--------------------	------	---------------------------------------	------	---	-------

平成27年2月末の人口:7,914人

■対象会計

上毛町普通会計(一般会計・奨学資金特別会計・住宅新築資金等特別会計)・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計
農業集落排水事業特別会計・簡易水道事業特別会計

- 問い合わせ先 総務課 財政係 TEL 72-3111(内線117)